

## 1. 施設の目的及び運営の方針

### (1) 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	学校法人 聖愛学園
事業者の所在地	福岡県福津市宮司浜 3 丁目 14 番 2 号
事業者の連絡先	0940-52-0039
代表者氏名	理事長 長谷川 渉

### (2) 施設の概要

種別	幼稚園型認定こども園							
名称	認定こども園 聖愛幼稚園							
所在地	福岡県福津市宮司浜 3 丁目 14 番 2 号							
連絡先	電話番号:0940-52-0039 FAX番号:0940-52-0039							
施設長氏名	園長 前田志津子							
開設年月日	2017 年 4 月 1 日							
利 用 定 員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	—	—	—	40人	40人	40人	120人
	2・3号	2人	12人	18人	19人	19人	20人	90人
	合計	2人	12人	18人	59人	59人	60人	210人
当園の基本理念・目標	<p>■保育・教育の理念 キリスト教の精神に基づき一人ひとりが神さまから愛されているかけがえない存在であること知り、自分と周りにいる友だちのありのままを認め合い、愛のまなざしのなかで、一人ひとりのいのちを輝かせる保育を行う。</p> <p>■保育目標 豊かな心をもち、一人ひとりが自己を発揮し、心身の調和のとれた発達と「生きる力」の基礎を身につけた幼児の育成。</p>							

### (3) 施設の概要

敷地	敷地全体	6,537 m <sup>2</sup>
	園庭	1,945 m <sup>2</sup>
園舎	構造	A 棟 B 棟木造 1 階 C 棟鉄筋コンクリート一部鉄骨作り 2 階
	延べ	1,561 m <sup>2</sup>

### (4) 主な設備の概要

設備	部屋数
乳児室	1 室
保育室	10 室
遊戯室、ホール	1 室
調理室	1 室
便所	11 室
事務室	1 室
職員室	1 室

(5) 職員体制 (2026年4月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤
園長	1人	1人	—
主幹保育教諭	2人	2人	—
保育教諭	33人	18人	15人
事務職員	2人	2人	—
管理栄養士	1人	1人	—
栄養士	1人	1人	—
調理員	9人	1人	8人
清掃職員	1人	—	1人
バス運転・添乗・庶務	4人	1人	3人

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	8時30分～14時30分(6時間)
一時預かり保育	保育時間	朝:7時～8時30分 夕:14時30分～18時
休業日	日曜日(年4回程度親子礼拝有)・土曜日・祝日	
	年末・年始(12月29日～1月3日)	
	夏季(7月21日～8月31日)	
	冬季(12月22日～1月6日)	
	春季(3月23日～4月7日)	

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時～18時(11時間)
	保育短時間	8時30分～16時30分(8時間)
延長保育	保育標準時間	18時～19時
	保育短時間	朝:7時～8時30分 夕:16時30分～19時
開所時間	月～金曜日	7時～19時
	土曜日	7時～19時
休業日	日曜日・祝日	

(7) 利用料等

利用者負担 (月額保育料)	子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)		
実費徴収	教材費	1月当たり	1,000円
	施設維持費	1月当たり	4,500円
	送迎バス利用費(1号認定のバス利用者)	1月当たり	3,000円
その他	子どもの預かり保育に係る費用 (1号認定子ども)	7時～8時30分	500円
		保育終了～18時	500円
		長期休み 7時～13時	500円
		長期休み 7時～18時	1,000円
	延長保育に係る費用(2号・3号認定こども保育標準時間)	18時～19時	250円(30分毎)

	延長保育に係る費用（2号・3号認定こども 保育短時間）	7時～8時30分 16時30分～18時	250円(30分毎) 上限500円
		18時～19時	250円(30分毎)
	給食費	1号認定	主食費1,000円 副食費3,000円
		2号認定	主食費2,000円 副食費6,300円

### (8) 支払方法

毎月14日(土・日・祝の場合翌営業日)西日本シティ銀行の指定口座より引落し

### (9) 提供する教育・保育の内容

<p><b>(1)教育・保育</b> 一人ひとりの特性に応じて環境の構成を工夫し、支援する。</p> <p><b>(2)送迎</b> 1号認定子どもの希望者には園バスによる送迎を実施する(利用者負担額は別項参照)。</p> <p><b>(3)食事の提供</b> 本園では管理栄養士による献立で本園給食室での調理により給食の提供を行う。 (給食費は別項参照)。</p> <p><b>(4)子育て支援事業</b> 未就園児クラス「たまごキッズ」を行う。</p> <p><b>(5)延長保育事業(保育園部)</b> 2号認定子ども及び3号認定子どもの時間外保育を行う。</p> <p><b>(6)一時預かり事業(幼稚園型・一般型)</b> 1号認定子どもの時間外一時預かり、非在園児の一時預かりを行う。</p> <p><b>(7)その他教育・保育に係る行事等</b></p>
--

### (10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	<p>【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の管理者が定めた選考方法による</li> </ul> <p>【2号・3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市が行う利用調整による</li> </ul>
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む)</li> <li>保護者から退園の申出があったとき</li> <li>利用継続が不可能であると市が認めたとき</li> <li>その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>
利用に当たっての留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1号の登園は8時30分～9時00分までとする。</li> <li>欠席・遅刻・早退・バスキャンセルの連絡は連絡ツール「えんとつ」を使用して連絡する。</li> <li>2、3号保護者の方の職場が変わった場合は新しい職場の勤務証明の提出をする。</li> <li>「入園のしおり」及び「園生活について」確認をする。</li> </ol>

### (11) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	まつなが小児科医院
医院長名	松永 遼
所在地	福津市宮司浜 3-22-24
電話番号	0940-52-4363

## (12) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	かわしま歯科医院
医院長名	河島 誠二
所在地	福津市津屋崎 1-4-1
電話番号	0940-52-5590

## (13) 学校薬剤師・嘱託薬剤師

医療機関の名称	あおい薬局
医院長名	高木 義明
所在地	福津市津屋崎 3-16-18
電話番号	0940-52-6166

## (14) 緊急時における対応方法

- (1) 災害等非常時における休園
  - ① 1号認定子ども(教育標準時間認定)  
園が休園を決定する。
  - ② 2号・3号認定子ども(保育認定)  
福津市と協議の上、園が休園を決定する。
- (2) 災害時の情報伝達法
  - ① 連絡ツール「えんとつ」で連絡する。
  - ② 災害用伝言ダイヤルの活用。
- (3) 怪我・病気の場合  
保護者と連絡を取り、病院を受診する。かかり付け病院を優先する。

### 【管轄する消防署】

消防署名	宗像地区消防本部・福津消防署
所在地	福津市西福間 1-1-27
電話番号	0940-43-0521

### 【管轄する警察署】

警察署名	宗像警察署
所在地	宗像市東郷 1-2-2
電話番号	0940-36-0110

## (15) 非常災害時対策

非常時の対応	別途に定める、危機管理マニュアルにより対応する。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・震災に備えての備蓄 有 (食糧(3日分)、飲料水(3日分)、拡声器、携帯ラジオ等)
避難・消火訓練	・防犯、防災の避難訓練及び消火訓練を毎月実施する。
第1次避難場所	幼稚園内
第2次避難場所	宮司コミュニティーセンター
非常災害発生時	①園児の安全確保後、保護者へ園児の迎え依頼をメールで行う。 ②園児の引き渡しは保護者またはあらかじめ園に登録したその代理人とする。なお、その際、保護者または代理人にカードの打刻や引き渡し確認簿等へのサインしてもらう。 ③非常災害の発生により安全な保育が継続できないと園長が判断

	し、速やかに休園等の措置を行う。 ④災害規模や、周辺や施設の被害状況、停電の有無、職員の参集状況等を把握し、臨機応変な対応を行うが、保護者が危険と判断した場合は、園からの連絡を待たず、迎えに来てもらい、園児の引き渡しを行う。被害状況によっては園から連絡ができないこともあるため、保護者にも早めの判断・対応等、安全確保の協力要請を行う。
--	--

#### (16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	望月 由理	事務長
相談・苦情解決責任者	前田 志津子	園長
第三者委員	牧 忠孝	聖愛学園 理事 0940-43-0720
	春田 久美子	弁護士 092-762-1771

#### 【要望・苦情等への対応方法】

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

#### (17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター：災害共済給付契約
	東京海上日動火災：全日私幼連保険制度
	東京海上日動火災：学校契約団体障害保険
保険の内容	傷害保険等

#### (18) 個人情報の取り扱い

本園は、個人情報取扱規程に基づき、情報を取扱う。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがある。

##### (1) 個人情報の提供

###### ①園児指導要録を送付するとき

小学校就学の際には、園児指導要録を法令に基づき、教育・保育に関する記録等を作成し、入学予定の小学校へ送付し、情報提供を行う。

###### ②緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがある。

###### ③教育・保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

教育・保育を提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき教育・保育給付認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行う。

##### (2) 個人情報の使用

###### ①保育料の金額の情報

時間外保育料の減免などのため、教育・保育給付認定を行った市町村が認定した世帯情報(保育料、住民税の課税状況、生活保護の受給の有無、中国残留邦人等の支援給付の有無、里親の情報など)を必要な範囲に限り使用。

###### ②子ども及び子どもの世帯の情報

届出のあった子ども及び世帯の情報は教育・保育の提供に必要な範囲に限り使用。

園名：認定こども園聖愛幼稚園

説明者職名：園長 前田志津子